

宇治市道路占用料条例新旧対照表

現行					改正				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
占用物件		区別	単位	単価	占用の区分		区別	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱及びその支柱類	年額	1本	円	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱及びその支柱類	年額	1本	3,500円
				3,040		共架電力線		1本	2,800円
	共架電力線		1本	2,320		街灯添架電柱		1本	2,400円
	街灯添架電柱		1本	2,110		電話柱及びその支柱類		1本	2,000円
	電話柱及びその支柱類		1本	2,060		共架電話線		1本	1,500円
	共架電話線		1本	1,270		街灯添架電話柱		1本	1,400円
	街灯添架電話柱		1本	1,440		その他の柱類		1本	320円
	その他の柱類		1本	340		共架電線その他上空に設ける線類		1メートル	20円
	共架電線その他上空に設ける線類		1メートル	20		地下電線その他地下に設ける線類		1メートル	18円
	地下電線その他地下に設ける線類		1メートル	20		路上に設ける変圧器		1個	2,000円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個	2,760		地下に設ける変圧器		1平方メートル	1,200円
	PHS無線基地局		1個	1,380		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個	3,300円
	広告塔		1平方メートル	6,670		郵便差出箱及び信書便差出箱		1個	1,700円
	その他のもの		1平方メートル	2,200		無線基地局		1個	1,700円
						広告塔		1平方メートル	6,000円

宇治市道路占用料条例新旧対照表

現行				改正					
法第32条第1項第2号に掲げる物件	地下電らん、水道管、ガス管その他これらに類するもの	年額	外径又は幅が0.1メートル未満のもの 1メートル	220	法第32条第1項第2号に掲げる物件	その他のもの 地下電らん、水道管、ガス管その他これらに類するもの	年額	1平方メートル	2,600円
			外径又は幅が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 1メートル	240				1メートル	200円
			外径又は幅が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 1メートル	320				1メートル	220円
			外径又は幅が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 1メートル	660				1メートル	290円
			外径又は幅が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの 1メートル	1,560				1メートル	450円
			外径又は幅が0.4メートル以上1メートル				1メートル	590円	980円

宇治市道路占用料条例新旧対照表

現行					改正				
			メートル未満のもの 1メートル				メートル未満のもの		
			外径又は幅が1メートル以上のもの 1メートル	2,400			外径又は幅が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1,400円
							外径又は幅が1メートル以上のもの	1メートル	2,400円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	鉄道、軌道その他これらに類する施設	年額	1平方メートル	2,200	法第32条第1項第3号に掲げる施設	鉄道、軌道その他これらに類する施設	年額	1平方メートル	2,600円
法第32条第1項第4号に掲げる施設	歩廊、雪よけその他これらに類する施設	年額	1平方メートル	2,110	法第32条第1項第4号に掲げる施設	歩廊、雪よけその他これらに類する施設	年額	1平方メートル	2,000円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街、地下室並びに上空及び地下に設ける施設	年額	1平方メートル	3,340	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街、地下室並びに上空及び地下に設ける施設	年額	1平方メートル	3,000円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	露店及び商品置場	月額	1平方メートル	640	法第32条第1項第6号に掲げる施設	露店、商品置場その他これらに類する施設	月額	1平方メートル	580円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	標識	年額	1本	1,380	道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板	年額	1平方メートル	6,000円
	看板	年額	1平方メートル	6,670		標識	年額	1本	1,700円
	アーチ類	月額	1基	6,670		旗ざお	月額	1本	580円
	旗ざお	月額	1本	640		幕	月額	1平方メートル	640
	幕	月額	1平方メートル	640					

宇治市道路占用料条例新旧対照表

現行				改正				
令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備	月額	1平方メートル	640	下「令」とい	幕	月額	1平方メートル	580円
及び風力発電設備、同条第4号に掲げる				う。)第7条第1	アーチ類	年額	1基	6,000円
工事用施設並びに同条第5号に掲げる				号に掲げる物				
工事用材料				件				
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び	月額	1平方メートル	230	令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及		月額	1平方メートル	580円
同条第7号に掲げる施設				び風力発電設備、同条第4号に掲げる工事				
令第7条第9号に掲げる施設	年額	1平方メートル	2,760	用施設並びに同条第5号に掲げる工事用				
				材料				
				令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同	月額	1平方メートル	280円	
				条第7号に掲げる施設				
				令第7条第9号に掲げる施設	年額	1平方メートル	3,300円	
備考				備考				
1 占用目的が類別単位に満たないものは、1単位に切り上げる。				1 占用の面積(広告塔及び看板にあつては、表示の面積。以下同じ。)				
2 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもつて計算する。なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。				若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又は占用の面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、これらを1平方メートル又は1メートルとみなす。				
3 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、1月として計算する。				2 年額の占用料を算定する場合において、占用の期間が1年未満であるとき、又は占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割りによる。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月とみなす。				

宇治市道路占用料条例新旧対照表

現行	改正
	<p>3 <u>月額</u>の占用料を算定する場合において、<u>占用の期間が1月未満であるとき、又は占用の期間に1月未満の端数があるときは、1月とみなす。</u></p>